

平成 25 年兵庫県立大学工学研究科規程第 25 号
兵庫県立大学工学研究科教員評価委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、兵庫県立大学工学研究科教授会規程（平成 25 年兵庫県立大学工学研究科規程第 2 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、工学研究科の教員に対する部局個人評価を行うために設置する工学研究科教員評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 部局の評価基準の策定に関すること
- (2) 所属の教員に対する業績評価に関すること
- (3) 部局長に対して、評価結果にかかる不服申立てがあった場合における再審査・評価に関すること

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 工学研究科長（以下「研究科長」という。）
- (2) 研究科長が指名する教員若干名

(任期)

第 4 条 第 3 条第 2 号に定める委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、研究科長が指名した者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の 3 分の 2 の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 7 条 委員長が評価に必要があると認めた場合は、委員会の同意を得て、当該教員を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第 8 条 委員会の事務は、姫路工学キャンパス経営部総務課において行う。

(規程の改正)

第9条 この規程の改正は、工学研究科教授会の意見を聴いた上で研究科長が行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会の意見を聴いた上で委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月18日一部改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。